

視点

最近の労働紛争解決手続き

春原 誠



十八年四月から施行されました。

労働審判は、地方裁判所の中に置かれた労働審判委員会が行ないます。審理は通常三回の期日で終了することとされていますので、当事者（特に使用者側）はその準備を迅速に行なう必要があります。労働審判は審判のみを目的とするわけではなく、紛争が調停で解決し得るのであれば極力調停を目指し、調停で解決できない場合に審判をすることになります。

なお、審判に対して異議を申し立てれば審判の効果は失効し、通常訴訟に移行します。施行後一年を経過した平成十九年三月末現在で労働審判の申立は一千百六十三件あり、申立から終了までの平均日数は約七十日、四日で八割以上が解決しています。

このように有効に機能していることから、今後も労働審判の利用は増加するものと思われ、幼稚園でもいつ労働審判の申立があっても不思議ではありません。労働審判法にも一度目を通しておくことをお勧めします。

（財）全日私幼研究機構理事、全日私幼連顧問弁護士

近年の労働法の改正、立法はめまぐるしいがあります。わが国の

産業構造・労働市場の変化すなわち期間雇用・パート・派遣など非正規労働者の増加、女性労働者の進出、少子高齢化社会の到来などに対応させるために、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、高齢者雇用安定法、育児介護休業法、短時間労働者雇用管理改善法（いわゆるパート労働法）等の立法が行なわれ、さらにこれらの法律や労働基準法は毎年のように改正を重ねています。

昨年モパート労働法の重要な改正等が行なわれ、年末には労働契約法も成立しました。

教職員を雇用する幼稚園の経営者としてはこれらの立法・改正の動向に常に注意を払い、法令に無関心であったために教職員との間にトラブルを生ずることがないように心がけ

る必要があります。

ところで、周知のとおり、労働紛争には、大別すると、個々の労働者と使用者との間で生じる個別労働紛争（解雇、賃金不払など）と、労働組合と使用者との間で生じる集団的労働紛争（不当労働行為、争議など）とがあり、これまでは前者については主に裁判所が、後者については労働委員会が紛争解決の役割を担ってきました。

近年になって、組合組織率の低下等もあり集団的労働紛争は減少していますが、個別労働紛争は増加傾向を示し、かつ、その内容においても労働条件の引き下げ、女性の賃金差別、セクシュアルハラスメント、非正規労働者の雇止め等新しい類型の紛争が目立ちます。

このような労働紛争の状況変化と司法改革の動きを背景として、個別

労働紛争については、平成十三年に個別労働紛争解決促進法が成立し、

新たな行政による紛争解決手続が整備されました。同法により①都道府県労働局（総合労働相談コーナー）

における相談・情報提供②都道府県労働局長による助言・指導③紛争調停委員会による斡旋という新たな制度が設けられました。この行政による紛争解決制度の利用は急増しています。助言、指導や斡旋に強制力はありませんが、実際にそのような場面に遭遇したときは、これに従うかどうかについては十分に検討しなければなりません。

強制力のある個別紛争解決方法としては裁判所による民事訴訟がありますが、訴訟は多くの時間と費用を要することから新たな制度の導入が求められていましたが、短期間での解決を目的とした労働審判法が平成

園児1人単価162,608円(1.2%増)

私立幼稚園に大きな配慮

私立高等学校等経常費助成費補助の財政措置は、前回お知らせした国庫補助金と今回お知らせする地方交付税の二本立てになっていきます。このたび地方交付税財政措置額が決まり、平成20年度の私立幼稚園関係政府予算(案)がすべてまとまりました。

平成20年度の私立高等学校等経常費助成費補助の幼稚園分の園児一人あたり単価は前回お知らせしたとおり二万二千四百八円(対前年度比〇・七%アップ)。地方交付税分は前年度に比べて一千八百円(対前年度比一・三%アップ)増えて、十四万二千円になりました。これにより、国庫補助金と地方交付税による財源措置をあわせた園児一人あたりの単価は、一千九百五十六円増(対前年度比一・二%アップ)の十六万二千六百八円となりました。

私立幼稚園を強力に応援してくださった、自由民主党幼児教育議員連盟の国会議員の先生方をはじめ関係議員の先生方、総務省、文部科学省の関係部局の皆様には心より厚く御礼申し上げます。

平成20年度 私立幼稚園等の経常費助成に係る財源計画

●園児等1人あたり単価

(単価:円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	伸び率	金額
幼稚園	地方交付税	128,300	130,400	133,000	136,200	138,400	1.3%	1,800
	国庫補助金	21,265	21,387	21,581	21,994	22,252	0.7%	156
	合計	149,565	151,787	154,581	158,194	160,652	1.2%	1,956
小学校	地方交付税	231,600	233,200	235,700	239,200	240,900	0.6%	1,400
	国庫補助金	42,520	42,761	43,089	43,638	43,898	0.4%	174
	合計	274,120	275,961	278,789	282,838	284,798	0.6%	1,574
中学校	地方交付税	231,600	233,200	235,700	239,200	240,900	0.6%	1,400
	国庫補助金	44,114	44,366	44,706	45,273	45,546	0.4%	180
	合計	275,714	277,566	280,406	284,473	286,446	0.6%	1,580
高等学校	地方交付税	233,200	234,600	236,900	240,100	241,600	0.5%	1,200
	国庫補助金	49,800	50,082	50,469	51,360	51,960	0.7%	365
	合計	283,000	284,682	287,369	291,460	293,560	0.5%	1,565

平成二十年度私立幼稚園関係予算案^なと報告される

一月二十三日、東京・私学会館で常任理事会が開催され、二十九人が出席しました。三浦貞子会長のあいさつの後、議長に渡邊壽男副会長、議事録署名人に渡邊眞一常任理事、伊豆諒二常任理事を選出しました。

○報告事項一・平成二十年度私立幼稚園関係政府予算について／藤本明弘政策委員長から資料をもとに、私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園分)、幼稚園就園奨励費補助等が拡充され、三浦貞子会長を先頭に例年より早めの十二月上旬から陳情活動を連日にわたって展開し、その結果が、平成二十年度政府予算案に反映されたとの説明・報告がありました。

○報告事項二・平成十九年度会務運営について／各委員会から資料をもとに活動内容等について説明・報告等がありました。

○その他・情報提供／田中雅道(財)全日私幼研究機構副理事長から①教員免許更新制②学校評価③幼稚園教育要領の改訂④保育者資質向上ハンドブック—について説明・報告がありました。最後に、細谷昇監事から

教育再生会議が最終報告

一月三十一日、総理大臣官邸で、教育再生会議総会が開催され、最終報告「社会総がかりで教育再生を、教育再生の実効性の担保のために」が福田総理に手交されました。

「子どもの健康、安全・安心」を答申

中央教育審議会は、一月十七日の総会において「子どもの心身の健康

監事所見が表明され閉会しました。

(総務委員長・関口次雄)

一〇二条園研修会開かれる

二月八日、東京・ホテルグランド

ニュースのひろば

を守り、安全・安心を確保するため
に学校全体としての取組を進めるた
めの方策について」(答申)をとり
まとめました。答申は、①学校保健
の充実を図るための方策②学校にお

ける食育の推進を図るための方策③
学校安全の充実を図るための方策—
に整理され、子どもの健康、安全
・安心の確保についての答申となっ
ています。

田村欽弘先生が逝去

一月十四日、(社)和歌山県私立幼
稚園協会の田村欽弘理事長、元全
日私幼連常任理事(和歌山市・お
のみなど幼稚園理事長・園長)が

逝去されました。享年七十三歳。
本葬通夜は二月十五日(金)午
後七時から、本葬儀は二月十六日
(土)午後一時から和歌山市の海
善寺で執り行なわれました。喪主
は田村欽章氏。

幼稚園教育要領の改善の方向性〔下〕

無藤 隆

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
幼稚園教育専門部会主査、白梅学園大学教授

柴崎正行

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
幼稚園教育専門部会主査代理、大妻女子大学教授

田河慶太

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

○子育ての支援と預かり保育の充実

田河 「平成十九年六月の学校教育法の一部改正により、子育ての支援及び地域の実態や保護者の要請等により希望者に対し行う教育活動である預かり保育が位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領における位置付けを見直す。」についてはどのようにお考えでしょうか。

柴崎 これは、子育ての支援や預かり保育が学校教育法に位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領でももう少ししっかり書くべきではないかということです。預かり保育や子育ての支援というのは、ほんとうに多くの幼稚園で実施されてきていますが、預かり保育については、「地域の実態、保護者の要請等により、希望者に対して行う教育活動である」としており、義務的に行うものではなく、まさに地域の実態等に

応じて行うという趣旨がこめられています。

田河 「保護者の子育てについての理解を深め、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供するなど、保護者や地域の人々に機能や施設を開放するとともに、園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることなどについて、教育課程その他の保育内容に関連する事項として位置付けるものとする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

無藤 ここでは、かなり具体的な内容が書き込まれていることが特徴だと思います。

例えば、家庭や地域の教育力の向

上を図る観点ということで、目的が明示されています。そして、具体的な活動として、相談、情報提供、保護者・親子登園、保護者同士の交流と、四点挙げています。これらは例示ですので、各幼稚園が幼稚園の実態や地域の要望等に応じ、可能な範囲でやってほしいということになります。

また、園内体制の整備への配慮や関係機関との連携についても触れています。これは、子育ての支援が大切であることのあらわれだと思います。もちろん、子育ての支援は、学校教育法においては、全ての幼稚園がやるような義務づけではなく、努力義務になっています。これは、やってもやらなくてもいいという意味ではなくて、かなり頑張ろうという

意味になってきたと思います。

田河 預かり保育ですが、これは小項目ごとにお話をききたいと思いま

す。「預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。」これについてはどのようなお考えでしょうか。また、「その上で、次の点に留意するようにする。」として、まず、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者や預かり保育担当者が緊密な連携を図ること」としています。これについてはどのようにお考えでしょうか。

柴崎 この預かり保育については、実施されてから十年ぐらいたちますけれども、随分いろいろな園で実施するようになり、そこでの経験が随分蓄積されつつあると思います。そのことを前提にして書かれた内容のような気がします。

まず、「幼児の心身の負担に配慮することが必要である。」についてですが、これは、長時間幼稚園で過

ごすことになるので、やはり、幼児の心身の負担に配慮することがとても大切であろうというものです。このことは、他の配慮事項とも深く関連しているのではないかと思います。次に、「その上で、次の点に留意するようにする。」についてですが、地域の実情や保護者の要望、幼稚園の実態はさまざまであることを踏まえ、一律に「行うこと」としてではなく、「配慮すること」として

は、地域の実情や保護者の要望、幼稚園の実態等に応じて、預かり保育の内容も幼児期にふさわしい生活となるように配慮するというをいいたいのではないかと思えます。次に、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者として預かり保育者が緊密な連携を図ること」です。預かり保育では、幼児の状態に応じ、四時間を標準とする教育課程に基づく活動（以下、「教育課程の活動」という。）との関連を考えていくことが大切です。「関連」とは、教育課程の活動と同じ活動を、預かり保育で

も引き続き行うことではありませぬ。幼児は、一日の中で教育課程の活動と預かり保育での活動の両方をやります。その両方の活動を独立して考えるのではなく、幼児の一日の流れとしてとらえることが大切です。そう考えると、幼児のその時々

の状況に応じて、預かり保育では教育課程の活動とまったく異なる活動をした方がよい場合もありますし、同じ活動をするのでより深められる場合もあります。例えば、教育課程の活動でのごっこをして、思い切り走りまわって疲れているのに、預かり保育でも思い切り体を動かして遊ぼうとなったら、子どもにとって負担が大き過ぎます。そのときは、預かり保育では、少しゆったりとくつろいで、一日の生活の流れのバランスをとってあげることが大切です。一方、教育課程の時間に幼児が夢中になって遊んでいたなら、預かり保育の時間でも同じ遊びをしたいと思うかもしれません。そのときは、無理に違う遊びをさせるのではなく、引き続き同じ遊びをした方がよい場合もあります。大切なことは、教育課程の時間に幼児は何をし

ていたのかを知り、預かり保育の時間の幼児の状態をしっかりとつかむことです。そのためには、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師の緊密な連携が必要です。例えば、教育課程の活動として幼児が何をしていたのか知っていると、預かり保育では別の遊びを工夫することができます。また、教育課程担当の教師から、幼児はどんな遊びをして遊んでおり、もっとどんな遊びをしたいようだとときけば、預かり保育でも引き続きどんな遊びができ、幼児は充実感や満足を味わうことができます。このように、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師が引き継ぎをすることで、幼児の状態に応じた預かり保育の活動を展開することができ

ます。また、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師と一緒に話し合い、幼児一人一人について共通理解を図ることが大切です。一般に、幼稚園と家庭との連携が大切であると言われています。これは、教師は、幼児の家庭での生活を知ることにより、個々の幼児に対

新刊 わかりやすい 仏教保育総論

■(社)日本仏教保育協会 編

■定価 1,890円

(本体1,800円+税5%)

■B5判 160頁

発行・発売 **チャイルド本社**

日本仏教保育協会の編集による仏教保育の新しいテキスト。仏教保育の基本理念や仏教行事・教材の解説、保育者のこころがまえまで、幼稚園・保育園で必要となる知識や技術をコンパクトにまとめました。日常の保育に関するQ&Aも収録。仏教園に、必携の1冊です。



する理解が深まり、よりきめ細やかな対応が可能となるからです。そのためには、当然、教育課程の時間の担当者で預かり保育の担当者との緊密な連携が必要になります。教育課程の担当者で預かり保育の担当者の共通の幼児理解のもと、連携して教育を行うことが大切です。

田河 「家庭や地域での幼児の生活を考慮し、預かり保育の計画を作成するとともに、地域資源を活用した体験ができるようにすること」についてはいかががでしょうか。

無藤 ここでは、預かり保育の計画を作成することを述べています。預かり保育は、教育課程外の教育活動として位置づけています。教育活動ということとは、当然、その活動についてのねらいと計画があるということとです。毎日大体どういうことをするかということを描くのではなく、あらゆるのねらいを実現しようとすることを伴うものです。

ただし、幼児教室のようなことをどんどんやりなさいという意味ではありません。「家庭や地域での幼児の生活を考慮し」と述べているとお

り、預かり保育は、普通は午後から夕方ぐらいの時間だと思えます。そうすると、多くの家庭では、幼稚園から帰って家庭の中でゆったり過ごしたり、おやつを食べたり、公園に行って遊んだり、近所のお兄さんお姉さんと一緒に遊んだりしています。このような家庭や地域での体験も、幼児の健やかな成長のためには必要な体験です。ですから、家庭や地域で幼児がやりそうなことを考えながら預かり保育の計画をつくって、行うことが大切です。そのときに、家庭や地域で幼児がやりそうなことを幼稚園の中でやるのが難しいこともありますので、保護者など、地域の方の協力を得て家庭的な雰囲気をつくったり、地域の公園に行ったりなど、さまざまな工夫をしてみてはいかががかと思います。

田河 「家庭との緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に幼児を育てる」という意識が高まるよう、情報交換に努めること」についてはどのようにお考えでしょうか。

柴崎 この預かり保育が全国に広がっていく過程の中で、随分危惧されたことがあるわけです。それは何か

というところ、幼稚園に長時間幼児を預けることで、保護者の子育てに対する意識が低下してしまうおそれがあるのではないかというものです。「審議のまとめ」の中の「幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実」の中で、「幼稚園での生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得ていくためには、心のよりどころとしての家族とのつながりが大切である」と述べられているとおり、幼児は家族からの愛情に支えられて成長していくのです。幼児の健やかな成長のためには、幼稚園と家庭との連携や、幼稚園と保護者がともに子育てをしているというお互いの意識が大切なのです。そのために、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態等について情報交換などをする必要があります。そして、情報交換などを通じて、保護者の子育てに対する意識が高まってくるということが大切だと思います。

そのことによって、家庭では幼稚園にいる間のこといろいろわかる



柴崎正行氏

し、今の子どもたちの状態もわかります。また、幼稚園は、幼児の家庭での過ごし方を知り、それを踏まえた上で預かり保育の活動を展開することができそうです。そして、家庭と幼稚園がうまくつながって、子育てをみんなで行っているという意識が高まっています。

田河 「地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、実施日数や時間等の弾力的な運用に配慮すること」についてはどのようにお考えでしょうか。

無藤 預かり保育については、実施日数が週に一回だったり四回だったり、終了時間が四時だったり六時だったりなど、地域の実態や保護者の事情に応じて様々です。ですので、実施日数や時間等は国が一律に決めるのではなくて、地域の実態等に応じて行った方がよいと思います。しかし、実施日数や実施時間等を決める際に大事な点があります。それは、幼児の生活のリズムです。例えば、一般的に、幼児は夕方になれば食事をとり、早く寝てしまうわけですが、遅い時間まで幼稚園で預かり

保育を行うことは、幼児の生活リズム

ムを考えたときに、適切といえるのでしょうか。預かり保育は、幼児の健康な生活リズムを考慮した運用が大切です。

田河 「適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行くこと」、「なお、地域の実態等に応じて、長期休業中などの休業日においても活動が行われる場合もあることに留意する。」についてはどのようにお考えでしょうか。

柴崎 今、実際に預かり保育をしている幼稚園では、それなりの体制を整えて取り組んでいると思います。非常勤の方を預かり保育の専任として配置している幼稚園も増えてきていると思います。非常勤で預かり保育の専任の方を配置した場合には、その幼稚園での体制整備が大切です。預かり保育は幼稚園の活動ですから、幼稚園の教師の責任と指導のもとで、非常勤の方が預かり保育を担当するということになります。

また、預かり保育は幼稚園の教育活動ですので、幼稚園の教諭資格を持つて担当することが望ましいと思います。幼稚園の教諭資格を持つて担当できない

というのなかなか難しいのではないかと思います。そのような場合には、例えば、子育て経験のある方の協力を得ることなども考えられます。いずれにしても、幼稚園の教師が直接預かり保育を担当しない場合であっても、幼稚園の教師の責任と指導のもとで行うことが大切です。

○その他

田河 最後に「学校教育法における幼稚園の目標規定の改正を踏まえ、幼稚園教育要領における幼稚園教育の目標の規定の必要性を見直す。」についてはいかがでしょうか。

無藤 現在の幼稚園教育要領の総則には「幼稚園教育の目標」がありまして。このたび、学校教育法の改正があり、幼稚園の目標が見直されましたので、幼稚園教育要領の目標の規定が必要かどうか見直す必要があるのではないかと、うものです。今回、学校教育法に幼稚園教育の目標が丁寧に書かれていますので、同じことを幼稚園教育要領でも一度規定するのはいかがなものかということとです。

田河 ありがとうございます。

以上で、「審議のまとめ」については終わります。

○保育所保育指針

田河 今、保育所保育指針についても検討が進められています。柴崎先生は、この検討会のメンバーでもあります。保育所保育指針との関係はどのようにお考えでしょうか。

柴崎 今回の保育所保育指針の改定は、かなり大きな改定になっていると思います。これまでは局長の通知でしたが、「保育所保育指針」改定に関する検討会では、大臣告示とすることを前提に検討が進められています。そういった意味で、保育所保育指針が注目されているのだと思います。

幼稚園と保育所は、もちろんその設置の目的は違いますが、就学前の子どもたちが通っているという点では同じです。そのため、従来から、幼稚園教育要領と保育所保育指針の教育内容の整合性を図ってきましたが、今後も、引き続き図っていく必要があると思います。

田河 保育所保育指針では、昨年の教育課程部会の審議経過報告も参考

たくさんの夢と感動が生まれる保育絵本

子どもたちの発達や保育のねらいに合わせてお選びください。

総合絵本	おはなし絵本	科学絵本
●キンダーブックじゅにあ 定価350円(税込)	●ころころえほん 定価350円(税込)	●しぜん-キンダーブック 定価460円(税込)
●キンダーブック1 定価350円(税込)	●キンダーメルヘン 定価350円(税込)	保育ナビブック
●キンダーブック2 定価400円(税込)	●キンダーおはなしえほん 定価350円(税込)	●Nocco 定価800円(税込)
●キンダーブック3 定価410円(税込)		
●がくしゅうおおぞら 定価420円(税込)		

フレイベル館 <http://www.froebel-kan.co.jp>
〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9 TEL:(03)5395-6608 FAX:(03)5395-6626

て幼稚園教育要領を年度内に改訂する予定としております。このたびの座談会は「審議のまとめ」について、これまでの幼稚園教育専門部会での議論などを踏まえ、改善の趣旨や目的なども含めた形で、幅広い視点から、お二人にお話しただきました。幼稚園教育要領は大綱化しており、その目的や例示に至るまで、全ての内容が盛り込まれるとは限りません。また、幼稚園教育要領が具体的にどのようなものかについては、今後の中教審での議論等を踏まえる必要もあります。しかし、その基本的な理念はしっかりと考えていく必要があると思います。

なお、来年度には、解説書を作成したり、新しい幼稚園教育要領の周知のための説明会を開催したりする予定です。

○今後の幼稚園教育

田河 最後に、今後の幼稚園教育への期待を一言ずつお願いします。

無藤 幼稚園教育というものが、より幼稚園らしさを発揮していく必要があると思います。今回、保育所保育指針が告示化されるといこと

で、幼稚園と保育所というのはかなり近接してきたと思います。しかし、あくまで幼稚園は幼稚園として、その中で頑張るんだというときに、では何をしたらいいのかということになります。そのためのヒントのようなものが今回の改善の方向性に盛り込まれたと思います。

そういう意味では、そこを讀んでいただいて、自分の幼稚園で特にしつかりやるべきことは何かをくみ取っていただきたいと思います。その一つとして、小学校との連携、幼稚園らしくありながら小学校につながるというのはどうやったらいいかのこと、ということを具体的に考えてほしいと思います。

もう一つは家庭との連携です。保育参加などいろいろなことが出ていきましたけれども、これも幼稚園らしさという意味で、非常に重要なところかなと思いました。

柴崎 私は今回、保育所保育指針改定に関する検討会にも参加しております、ほんとうに勉強になった気がします。これまでは、幼稚園、保育所、小学校という三つの機関の連携が、必ずしもうまくいっているとは

言えなかったという気がします。現在でも課題はたくさんありますが、今回の改訂は、これらの機関の壁をなくし、連携、協力に変えていくという可能性を秘めているという気がします。

幼稚園と保育所は競い合う施設ではありません。内容としては共通するものがたくさんあります。もちろん目的が違いますから、それぞれの施設を選ぶ保護者も違います。共通点と異なる点をしっかりと意識した上で、それぞれの役割を果たしていくことが大切だと思います。そのことによって、今度は小学校と両施設がどう接続するのかということが明確になってくるわけです。

保護者は、「幼稚園にしようか、

保育所にしようか、保育所のほうが長い時間だからいろいろやってくれそうだよ」というように、何か明確な子育て意識を持たないまま、施設を選んでいくこともあるのではないかと思います。

しかし、保護者自身が、どういう段階にはどういうところがいいのか、それが将来にわたってどういう教育につながっていくのかを明確に意識してほしいし、子どもたちも幼児期を十分に体験して、自信を持って成長してほしいと思います。幼稚園、保育所、小学校の壁をなくし、三者が連携して、地域の子どもとして守り育てるという意識の変革につながってほしいと強く願っています。(おわり)

学習指導要領の改善を答申

中教審

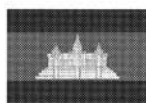
中央教育審議会は、さる一月十七日に総会を開催し「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)をとりまとめました。

幼稚園部分の答申内容につきましては、本誌平成十九年・十二月号の「文部科学省だより」に掲載した「審議のまとめ」がそのまま今回の答申になりましたので、ご参照ください。

多様な形態の幼児教育

「早期英語塾」から「コミュニティ幼稚園」まで

浜野 隆 お茶の水女子大学准教授



カンボジア

カンボジア……日本ではアンコール遺跡などでおなじみの国ですが、

幼児教育はどのような国でしているのでしょうか。まず、カンボジアの経済水準を見ますと、二〇〇五年の一人当たりGNPは四百三十ドル（ちなみに日本は三万八千九百五十ドル）です。人口の八五％は農村人口で、稲作と小規模農家がいまだに大多数です。現在、経済成長が進みつつある国の一つで、首都プノンペンに行きますと、大規模な建設・開発事業が多く進められており、活気に満ちています。と同時に、都市と農村など、社会的格差の拡大が大きな

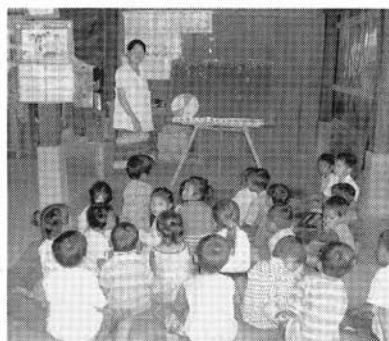
問題になりつつあります。

カンボジアの幼児教育には①公立幼稚園②私立幼稚園③コミュニティ幼稚園④家庭内教育プログラム、の四つの形態があります。日本と同じく、幼稚園は三〜五歳を対象としています。公立幼稚園は、政府によって設置・運営される（保育料は無料）ものですが、カンボジアではまだその数は少ないのが現状です。公立幼稚園数は全国で一千三百六十五校、就園率は五歳児で一二・九％、四歳児で一・二％、三歳児で一・二％程度です。公立幼稚園の多くは小学校に付設されており、保育内容も

小学校への就学準備教育が中心です。一斉授業による知識伝達が中心で、情操教育やグループ活動などは限定的です。予算不足や需要過剰により、公立幼稚園の教育の質は良くありません。

このように公立幼稚園の質に問題

があるため、都市部では私立幼稚園が増加しています。私立幼稚園は、日本とは少し事情が異なります。私立幼稚園の設置には政府からの認可が必要ですが、認可を受けている私立幼稚園は全体の三割程度で、多くの幼稚園は無認可です。私立幼稚園は政府からの助成金は受けておらず、高額な授業料を親から徴収しています（少ないところでも月に五十ドル、多いところでは八十ドル）。また、保育内容に関しては、英語教



▲民家の一部を使って行なわれているコミュニティ幼稚園

育が中心で、さながら「早期英語塾」といったところもあります。

このように、経済力のある都市部では私立が増加していますが、農村部ではそうはいきません。農村部では、「コミュニティ幼稚園」が重要な役割を果たしています。コミュニティ幼稚園とは、文字通り地域によって設立・運営されている幼稚園です。小学校の一部、寺院、村民の家、木の下などを活用して行なわれています（写真）。保育料は無料で、教員の手当てはユニセフの支援を受けています。現在のカンボジアで、公立の幼稚園を大幅に拡大するのは財政的に容易ではありません。なので、農村部ではコミュニティ幼稚園が重要な保育の担い手になります。また、農村部では「家庭内親教育プログラム」という、村の五世帯くらいが集まってグループをつくり、リーダーの母親がコアマザーとして教育省の研修を受け、その母親がグループの各家庭内での子どものケアを行なうといった取り組みも広がりをみせています。

現在、幼児教育は拡大傾向にあります。しかし、その内容や質はさま



グローバル・ビュー

海外の幼児教育

財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

さまざま、都市部でも飯場等で何のケアもないまま生活している子どももいます。このような子どもに対して、最低限のケアを保障していく

必要があるでしょう。今後、幼児教育プログラムが、社会的格差縮小のためにどのような貢献ができるのか、検討していく必要があると思わ

れます。なお、日本からは、いくつかのNGOがカンボジアの幼児教育を支援していますし、日本で長く保育の実戦経験を積んだシニアボラン

ティアがJICAによって派遣され、現地での保育者養成・保育指導者研修などを行なっています。(協力：文部科学省大臣官房国際課)

●教員免許更新制

更新講習の試行事業に参画

私学の良さを生かした講習内容を検討

田中 雅道

(財)全日私幼研究機構副理事長

教員免許更新講座で幼稚園教員としての資質向上のための十八時間を本財団がどのような方法で実施していくかについては、文部科学省の平成二十年試行事業に本財団が参画することで具体的に示すことができると考えています。

一、平成二十年度の教員免許更新講座の試行事業

一月二十三日に開催された教員免許更新制度に関する実施主体への説明会では、答申にあげられている大学等と例示されている公益法人だけが教員免許更新講座の実施主体となることが明言されました。

実際には平成二十三年三月末で満

三十五、四十五、五十五歳の人が最初の更新講習対象者ですから、本格的に教員免許更新講座が始まるのは平成二十一年度からです。文科省では本実施に向けて平成二十年に希望する団体、大学等に試行事業を募集しており、本財団もこれに参画する予定です。予算の範囲内で補助が行なわれるとのことですから、どの程度の補助金が出るかは未定ですが、各地区教員研修大会や各都道府県で試行事業を希望するところがあればできるだけ財団としての協力を制を築いていきたいと考えています。

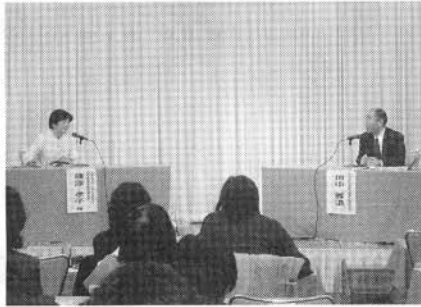
ただ、実施団体は本財団に限られ

ます。ですから、例えば各都道府県ですべてに企画されている研修会等ができるだけ活用して、講師派遣等を本財団が負担し、文科省から認められる講座内容に適合するよう体制を作りながらスムーズに運営されるように努力してまいります。

二、教員免許更新講座の内容

平成二十年度の試行事業に参画が決定してから具体的な内容の詰めを行なっていく予定です。講座内容についてはできるだけ現場に役立つ時間を多く設定したいと考えていますが、その内容については現在のところ未定です。(財)研究研修委員会を中心に検討を始めていますので多くの方のご意見を頂戴したいと考えています。

従来からの講習はどうしても講義形態が多かったのですが、講義を聴くだけで教員としての資質が向上するとは思えません。十年間以上幼児と接してきたそれぞれの教員の実績を大切にしながら、子どもへの視野を広げ、多様な保育ができるよう成長してもらえようというと考えてい



▲篠原孝子文科省幼児教育課教科調査官(左)、田中雅道・財全日私幼研究機構副理事長との対談

●全国研究研修担当者会議開かれる

ます。私立幼稚園にとって教員免許更新講座に参加する先生は、各幼稚園の重要な役割を担っている人ですから、それぞれの私立幼稚園の建学の精神・主体性を尊重した実のある研修にすることが重要であると考え

幼稚園教育要領改訂の方向性^なと協議

去る一月二十八日・二十九日、京都市の京都ガーデンパレスにおいて、(財)全日私幼研究機構の「平成十九年度全国研究研修担当者会議」が開催され、全国から百一人の研究研修担当者が出席しました。

開会式では安家周一(財)全日私幼研

ています。

十八時間の内訳については多様な形態が可能です。例えば、二時間ずつの九講座でも、その他の形態も可能です。ただ与えられている課題は、講座を修了した時点で、どのよ

うな方法で本人を確認して、どのような方法で評価を行なうかです。この評価をすることがポイントになると思います。評価については次回にお知らせします。

(京都市・光明幼稚園)

究機構研究研修委員長より(財)全日私幼研究機構研究研修委員会の活動について報告がありました。

▼講演「幼児教育の素晴らしさ」講師・奈須正裕・上智大学教育学科教授
▼パネルディスカッション／テーマ「幼児の育ちをいかに看取るか」五歳児を中心に(幼稚園でなければ

学校評価ガイドライン改訂

学校教育法、同施行規則の改正により、自己評価の実施・公表、学校関係者による評価の実施・公表などの規定が新たに設けられたことを受けて、一月三十一日、文科科学省は「学校評価ガイドライン」の改訂を行ないました。今回の改訂では、新

ば五歳児は育たない)指定討論者
・奈須正裕・上智大学教育学科教授、パネリスト・兵頭恵子・富士見幼稚園(神奈川県)、安達謙・(財)研究研修委員長、コーディネーター・黒田秀樹・(財)研究研修副委員長
▼講師
／「教育要領の改訂について」講師
・篠原孝子・文科科学省初等中等教育局幼児教育課教科調査官▼対談／
篠原孝子・教科調査官、田中雅道・(財)全日私幼研究機構副理事長

.....

たに高等学校をガイドラインの対象に加え、別に独自のガイドライン策定を進めている幼稚園を除いた初等中等教育段階の学校種を対象に、学校における取り組みの参考となる目安が示されています。

なお、現在検討されている「幼稚園における学校評価」は、三月下旬に公表される見通しです。

変わる保育・変わる保育者の役割

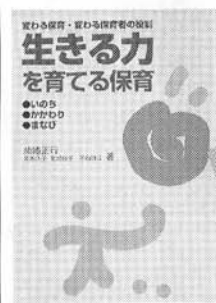
生きる力を育てる保育

新時代の保育者のバイブル!

- ★事例が具体的だから読みやすい!
- ★Q&A形式で理解しやすい!
- ★さらに詳しい情報も満載!

【いのち・かかわり・まなび】
3冊セット・ケース入り
A5判・各巻92ページ
定価2,900円(税込)
柴崎正行・青木久子・
岩崎婉子・平山許江共著

新・教育要領
に対応!



世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北 4-2-29

☎03-3262-5128(営業部)

●文部科学省だより

文部科学省では、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について、平成20年1月23日付けで各都道府県教育委員会及び知事等に通知しました。幼稚園関係の抜粋部分は次のとおりです。(幼児教育課)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について(通知)

先の第166回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)」(以下「改正法」という。)の改正の概要等については、既に平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知(文科初第536号)により通知したところでありますが、このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成19年政令第362号)」が平成19年12月12日に公布され、改正法は同月26日に施行されました。なお、改正法附則第1条により、副校長、主幹教諭及び指導教諭(以下「副校長等」という。)の職の設置に関する事項については、平成20年4月1日に施行されることとなります。

また、改正法の施行に伴い、関係する以下の政省令等について所要の整備を行ったところです(【 】内は公布日)。

- ① 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第363号)【平成19年12月12日】
- ② 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成19年文部科学省令第40号)【平成19年12月25日】
- ④ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示(平成19年文部科学省告示第146号)【同上】
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第2号)【同上】

※③、⑥は省略

これら政省令等の施行は、改正法と同様、副校長等の職の設置に関する事項については平成20年4月1日から、その他については平成19年12月26日からとなります。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法及び改正した政令、省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

第1 政令改正の概要

改正法により、学校教育法に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、関係する政令についても、このことを踏まえた整理を行ったほか、大要以下のような改正を行ったこと。

1 学校教育法施行令の一部改正

公立大学法人の設置する高等専門学校については、名称変更等の届出は当該法人の理事長から文部科学大臣に届け出ること（第26条）、学期及び休業日は当該法人の理事長が定めること（第29条）、学校廃止後の書類（卒業者の学習及び健康状況を記録した書類）の保存は当該法人の設立団体の長が行うこと（第31条）としたこと。

2 教育公務員特例法施行令の一部改正

改正法において、大学院修学休業をすることができる職に主幹教諭及び指導教諭を加えたことを踏まえ、本令において定める大学院修学休業の取り消し事由の規定に、主幹教諭及び指導教諭を追加したこと。（第7条）

3 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正

改正法において、市町村立学校の副校長等の給与は都道府県が負担するものとしたことを踏まえ、副校長等の給与を義務教育費国庫負担金の限度額の算定根拠に加えるため、本令における「教員算定基礎定数」及び「特別支援学校教職員算定基礎定数」に副校長等を追加したこと。（第1条第5号及び第11号）

第2 省令改正の概要

改正法により、学校教育法に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、「学校教育法施行規則」をはじめとする文部科学省関係省令及び「歯科衛生士学校養成所指定規則」等の文部科学省・厚生労働省令についても、このことを踏まえた整理を行ったほか、大要以下のような改正を行ったこと。

1 学校教育法施行規則の一部改正の概要

(1) 全体構成に関する事項

改正法における学校教育法の見直しを踏まえ、学校教育法施行規則においても、新たに義務教育の章を設け、就学関係の規定を移設するとともに、学校種の順序について幼稚園から規定することとしたこと。

(2) 幼稚園の教育要領に関する事項

改正法において、「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項」は文部科学大臣が定めると規定されたことを踏まえ、「その他の保育内容」についても、文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとしたこと。（第38条）

(3) 副校長等の職の設置に関する事項

① 副校長（幼稚園においては、副園長。以下同じ。）の資格については、教頭と同様に、校長の資格に関する規定を準用することとしたこと。（第23条）

② 以下に掲げる主任等（以下「主任等」という。）については、教諭のほか、指導教諭を充てることとするとともに、当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場

合は、それぞれ当該主任等を置かないことができることとしたこと。

- ・教務主任及び学年主任（第44条）
- ・保健主事（第45条）
- ・生徒指導主事（第70条）
- ・進路指導主事（第71条）
- ・高等学校における学科主任及び農場長（第81条）
- ・特別支援学校における寮務主任及び舎監（第124条）

③ 特別支援学校の各部に置くことができる主事については、その部に属する教諭のほか、主幹教諭又は指導教諭を充てることとしたこと。（第125条第2項）

※(4)、(5)、(6)は省略

2 学校教育法施行規則の一部改正に関する留意事項

(1) 副校長等の職の設置に関する事項

副校長等の設置に当たっては、別添1「副校長等の職の設置に関する留意事項について」を参照すること。

※(2)は省略

第3 告示改正の概要



改正法及び上記第2の省令改正により、学校教育法及び学校教育法施行規則に規定する学校種の順序を見直し、幼稚園から規定することとしたこと等に伴い、大幅な条項移動が生じたことから、以下の告示についても、このことを踏まえた整理を行ったこと。

- ・「中学校学習指導要領」をはじめとする文部科学省関係告示
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（文部科学省・厚生労働省告示）
- ・「地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準」（総務省・文部科学省告示）

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/07051401/004.htm

(ホーム>政策関連情報>国会提出法律>第166回国会における文部科学省成立法律>学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行に伴う関係政令・省令・告示の整備)

 <p>幼児期から 児童期への教育</p>	<p>新刊! 幼児期から児童期への教育</p> <p>国立教育政策研究所 教育課程研究センター／編 A5判 定価 本体600円(税別)</p> <p>幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。</p>	 <p>幼稚園における 道徳性の芽生えを 培うための事例集</p>	<p>幼稚園における 道徳性の芽生えを培うための事例集</p> <p>文部科学省／編 A5判 定価 本体130円(税別)</p> <p>乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方と指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。</p>
<p>ひかりのくに株式会社 本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表 支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表</p>			

副校長等の職の設置に関する留意事項について

副校長等の職の設置に関する留意事項については、平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知（文科初第536号）第二の第5において既にお示ししたところですが、加えて、今回の政省令の改正内容も踏まえ、各教育委員会等におかれては以下の事項についても留意願います。

1 副校長に関する事項

- (1) 公立学校に置く副校長を、学校教育法上の副校長として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、副校長は、校長を助け、任された校務をつかさどることを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。
- (2) 「学校教育法上の副校長」の職務は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を処理することができるものであること。
- (3) 副校長を置く場合には、教育委員会規則等の改正を行い、副校長が自らの権限と責任で処理できる事項について明らかにすることが望ましいこと。

2 主幹教諭に関する事項

- (1) 公立学校に置く主幹教諭を学校教育法上の主幹教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、主幹教諭は、校長、副校長又は教頭を助け、任された校務を整理し、及び授業を受け持つことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。
- (2) 「学校教育法上の主幹教諭」の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。
- (3) 主幹教諭が校長等から命を受けて担当することができる具体的な校務には、①学校の管理運営に関する事項、②教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項、③保健に関する事項、④学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項、⑤進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項などが含まれるが、主幹教諭は、こうした学校運営上基本的な校務のうち任されたものを整理すること。
- (4) 主幹教諭の職務は、「校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理」と規定されている（学校教育法第37条第9項）一方、主任等の職務は「校長の監督を受け」「連絡調整及び指導、助言に当たる」（学校教育法施行規則第44条）等と規定されている。これらの規定上、主幹教諭の職務は主任等の職務を包含することとなる。このため、当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭が置かれている場合には、当該主幹教諭が主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととしたこと。

なお、例えば、特に生徒指導に課題を抱えているような学校において、生徒指導を担当する主幹教諭と生徒指導主事を置くような場合等、必要に応じ、主幹教諭と主任等を重ねて置くことが考えられること。

その場合、当該主任等の職務が形骸化することのないよう、各教育委員会等は、当該学校の校務の量や内容について、よく把握した上で、主幹教諭と主任等を重ねて置く必要性を判

断すること。

- (5) 特別支援学校においては、部主事に主幹教諭、指導教諭又は教諭を充てることとしているが、部主事に教諭が充てられている部に、主幹教諭を置く場合は、相互の職務や権限等について混乱が生じないよう、学校管理規則や校務分掌規程等を整備する必要があること。

3 指導教諭に関する事項

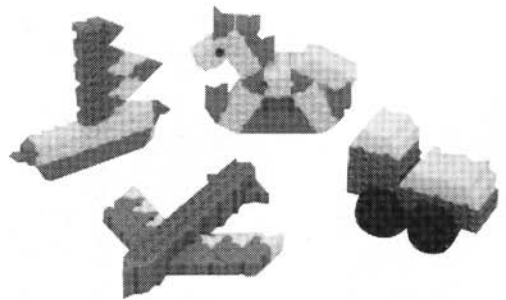
- (1) 公立学校に置く指導教諭を、学校教育法上の指導教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために指導及び助言を行うことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。
- (2) 「学校教育法上の指導教諭」の職務は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。

4 副校長、主幹教諭及び指導教諭に関する共通事項

- (1) 現在、学校に置かれている独自の職のうち、「副校長」、「主幹教諭」及び「指導教諭」という名称を用いているものについて、学校教育法上の職と位置づけられない場合には、これらの職と混乱することがないように、名称を変更する必要があること。
- (2) 副校長等の設置に当たっては、例えば、教諭や主任等と職務内容が実質的に変わらないにもかかわらず、主幹教諭と位置付け処遇するような、処遇の改善だけを目的とした運用を行わないこと。選考の基準を要綱等で定めるに当たっては、選考が形式的なものとならないよう、その対象者や選考方法等について、留意すること。
- (3) 副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えることが重要であることから、各教育委員会等においては、副校長等の配置の効果について検証し、例えば、副校長等のみに業務が集中することのないよう、必要な指導を継続的に行っていくことが望ましいこと。
- (4) 義務教育費国庫負担金においては、学校教育法上の職として位置づけられる場合に、副校長等の給与に要する経費について国庫負担を行うものであること。

モルファンブロック

- HDF0510 ¥35,700税込 (¥34,000税別)
□サイズ：収納ケース/幅48×奥行34×高さ35cm
□材質：ポリプロピレン
□内容：6色7種・計600ピース入り/収納ケース付き
□上下・左右・斜めに自由につなげるブロック！



ジャクエツ
www.jakuetsu.co.jp
本 社 /0770-22-2200

手先の器用さ・創造力・
問題解決能力を開発します！

東京本社/03-3323-1188

山梨県からのおたより

退職資金制度の改定作業に携わって



県花・フジサクラ

本県の私立幼稚園の退職資金制度は、加盟会員園数六十二園、教員数五百四十九人、資産総額五億四千八百万円、設立後今年で三十五年目を迎え、時代に対応しさまざまな改定を行なってきました。平成二十年度は、平成二十年度の改定以来の見直しの年となります。「永続的に退職資金制度を維持し、健全な資金造成をいかに図っていくか」というテーマのもと平成十八年八月より退職資金制度特別委員会を設け①今後十年間の「みなし退職、上限退職者」の退職資金予測データの分析②平成十九年度までの預かり金の支給③①と②を実施した場合の資金造成について検討を重ねてきました。また県補助についても地方議員、行政に陳情するなど、協会が一丸となり働きかけてきました。

その結果、平成二十年度より「①平成十九年度までの預かり金と平成

二十年度以降発生するみなし、上限退職者の退職金を各幼稚園に給付すること」②会員掛け率の平成二十四年度までの各年千分の三ずつのアップ」の実施となりました。会員各位の総意で強い自助努力の姿勢を打ち出したことで、地方財政逼迫の中、厳しい対応だった行政も補助率の更なるアップに理解を示しています。

現在、全国レベルでは、各都道府県の協会、退職資金団体等も内閣府の公益法人見直しの渦中にあります。地方分権の機運が高まりつつある今日、各地方の私立幼稚園の実状を正しく伝え、「私学振興」「幼児教育振興」の重要性を、地方政治、行政に働きかけていくという地方レベルでの協会の使命がますます重要になっていくことを実感しています。

奈良は県南部の大半を山林が占め、人口は奈良盆地を中心に集中します。本連合会に所属の三十九園はほとんどこの地域にあります。それでも地域差はあり、大阪への通勤範囲にあたる新興地域には若い世代が集中、逆に古くからの町からは若い世代が減り、子どもたちの姿も随分減ったようです。各園の園児数の増減はこれに比例しているようで、各園での運営における悩みは横並びと言えません。それでも、しっかりと横の連携が取れ、がっちりスクラムを組めるのが、奈私幼（なしよ）の「最大の特徴であり、誇れるところ」です。教員やPTAの研修会、公開保育、県外研修会、全園参加の園児作品展、研究部による教員の実技や新任者の研修などを開催、合同で行なう勉強の場を重視しています。これは各園それぞれが、宗教や創立者は違っても、幼子の魂を尊び

育てていくという理念、熱意は同じとの強い思いに起因しています。平成十八年に当番となった近畿地区幼稚園教員研修大会では、たった三十九園の小さな団体が二日にわたる千人規模の大会を開催できたことは各園連携の賜物であり、しかも各位から高い評価を頂戴できたことは、望外の喜びでありました。この大会でテーマの次に掲げたのは「銀も金も玉も何せむに優れる宝子に及かめやも（山上憶良）」でした。今も昔も変わらぬ子どもたちへの心。私たちは歴史の出発点にも終着点にもいません。万葉の里、奈良からの発信は、歴史を感じつつ未来を想うこと。時代に即しても流されず、幼児教育の本質は忘れず、更に奈良県の私幼ならではの役割も果たしていきたいと考えています。（奈良県私立幼稚園連合会副会長、奈良市・東大寺学園幼稚園／上司永照）



県花・ヤエザクラ

がっちりスクラムの「奈私幼」

奈良県からのおたより

J K 保険

平成20年度

申し込み始まる

4月1日に向けてお早めに!!

“JK保険”は全日私幼連の加盟幼稚園のための保険です

私幼時報一月号でもお知らせいたしました。平成二十年年度のJK保険の申し込みが始まっています。JK保険は全日私幼連加盟の幼稚園の皆さまが、安心して園児の教育活動に取り組めるよう保険制度を設けています。継続してご加入される園も、これから新規でご加入される園も、どうぞご利用

くださいますようお願い申し上げます。詳しくは指定保険会社四社にお問合せください。

なお、万が一、幼稚園あての郵便物の住所が旧住所のままに発送されているような場合があります。また、新住所に変更させていただきますので、お手数ですが全日私幼連までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(総務委員長・関口次雄)

*お詫び

保険代理店未処理による保険金の未払いが発生したことにより、加入の幼稚園の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。今後このような事態が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。また、幼稚園様におかれましては保険金未処理がないか、いま一度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

(東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、エース損害保険㈱、株損害保険ジャパン)

編集

後記

幼稚園教育要領の改善の方向性について三ヶ月にわたり、文科省田河

幼児教育課長、中教審教育課程部会幼稚園教育専門部会無藤主査、同柴崎主査代理の座談会記事を掲載しました。今回発表された中教審の答申もこれをお読みいただくとよりご理解いただけると思います。また、地方交付税措置額も私立幼稚園に大きな配慮をいただきました。どちらも責任の重さを感じるとともにやる気の源です。◆本誌とPTAしんぶん十一月号で取りあげた群馬県の幼稚園児「きょうすけ君を救う会」の募金は、全国からご支援をいただき無事目標額に達しました。全国の私立幼稚園の絆を実感することができました。感謝申し上げます。◆思いやりの心は、答申にもあるようにやはり幼児期に心が動かされる体験が大きな影響を与えたいと思います。奇抜な服装からは想像できない若者も何かできることがあると街頭に立つてくれたそうです。幼児期に何を大切にすべきか気づかせてくれました。

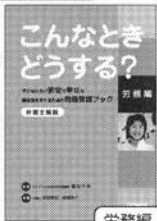
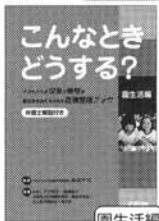
(調査広報委員・榎本義法)

園の安全を考える!

園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

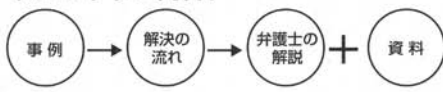
こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック



弁護士解説付き

わかりやすい内容!



セット定価: 13,650円 (本体13,000円) ケース入り 16-11223
セット内容: 《園生活編》B5判 328ページ / 《労務編》B5判 92ページ
《資料CD-ROM》for Windows

◎お申し込みは貴園にお伺いしています小社特約代理店
もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで

学研